

大阪市告示第1471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大阪都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

令和7年10月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の決定に係る土地の区域

（柴島地区地区計画）

大阪市東淀川区東淡路二丁目、東中島六丁目、柴島一丁目及び柴島三丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

4 意見書の提出方法及び提出先

（1）提出方法

送付、持参又は大阪市行政オンラインシステムとする。

（2）提出先

3に同じ

（計画調整局計画部都市計画課）